3　指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4　指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

5　農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

第百五十二条第一項中「又は承認」を「、承認又は指定」に改め、「ものとする。」の下に「ただし、法第九十五条の六第一項の規定による指定に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。」を加える。

別紙様式第十四号の次に次の一様式を加える。

別紙様式第15号（第147条の29関係）

（日本工業規格Ａ４）

年　　月　　日提出

業　務　に　関　す　る　報　告　書

第　　期　（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

金融庁長官　　殿
農林水産大臣　殿

提出者　（郵便番号　　）
所在地
電話番号（　　）　　—
商号又は名称
代表者又は管理人の役職氏名　　印

目　　次

1　紛争解決等業務の概要
2　紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
3　組織に関する事項
4　紛争解決委員及び役職員の増減
5　役員の氏名等
6　他の事業の種類及び内容
7　役員の兼職状況
8　主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
9　意思決定機関の状況
10　加入農林中央金庫等の状況
11　紛争解決等業務の状況
⑴　苦情処理手続の実施状況
⑵　紛争解決手続の実施状況
⑶　紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
⑷　紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
12　他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
13　その他特記事項

（記載上の注意）

この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1　紛争解決等業務の概要

2　紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名　　称 （設置年月日）	所　　在　　地	業務を行う 日及び時間
（　　年　月　日）	郵便番号　　— 電話番号（　　）　　— 電子メールアドレス	
（　　年　月　日）	郵便番号　　— 電話番号（　　）　　— 電子メールアドレス	
（　　年　月　日）	郵便番号　　— 電話番号（　　）　　— 電子メールアドレス	
（　　年　月　日）	郵便番号　　— 電話番号（　　）　　— 電子メールアドレス	
（　　年　月　日）	郵便番号　　— 電話番号（　　）　　— 電子メールアドレス	
（　　年　月　日）	郵便番号　　— 電話番号（　　）　　— 電子メールアドレス	
計	営業所 事務所	

3　組織に関する事項

4　紛争解決委員及び役職員の増減

（単位：人）

区　　分	前　期　末	当　期　末	増　　減
紛争解決委員			
役　　員			
（うち非常勤役員）	（　　）	（　　）	（　　）